

令和2年度「全国安全週間」を7月に実施

厚生労働省では7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。

全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

また、出勤調整やテレワーク等で、安全管理者や安全スタッフ等の人員が一時的に減るようなことによって、現場の安全管理が手薄となり、危険有害となる要因が放置されることがないよう、日頃の安全管理の取組をお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで



【令和2年度「全国安全週間」のスローガン】

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10181.html

今年で93回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力によって、労働災害による被災者数は長期的には減少しております。

令和元年における兵庫県内の労働災害による「死亡者数」は31人、「休業4日以上之死傷者数」（以下「死傷者数」という。）は、4,926人となり、「死亡者数」、「死傷者数」共に前年（平成30年）を下回りました。

しかし、死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にありますので、厚生労働省で策定されました「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を踏まえて職場改善の取組をお願いします。

兵庫労働局としては、令和元年度から取り組んでいる『兵庫リスク低減MS運動』を積極的に展開し、経営首脳者による職場の安全衛生への深い関与、残留リスク（職場に潜在する危険有害要因）管理などの取組を働きかけます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた
全国安全週間（準備期間を含む）の取組をお願いします。

- ◆ 全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。
- ◆ 特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。
- ◆ 例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。
- ◆ 職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人々が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

〈資料〉令和2年度全国安全週間実施要綱

〈資料〉令和2年度全国安全週間リーフレット



厚生労働省ホームページ
全国安全週間広報



高年齢労働者対策
エイジフレンドリー
ガイドライン



新型コロナウイルス感
染症拡大防止のための
チェックリスト